

後期高齢者医療の高額療養費支給額算定等の誤りについて

神奈川県後期高齢者医療被保険者の一部の方について、高額療養費^{*}の支給額算定及び医療費通知の記載内容に誤りがあることが判明しましたので、御報告いたします。

※ 高額療養費とは
ひと月（同月内）に医療機関の窓口等で支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、決められた上限額（自己負担限度額）を超えた分が「高額療養費」として払い戻されます。
自己負担限度額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。また、自己負担額には食事代・差額ベッド代・その他保険適用外の支払額は含まれません。

1 概要

被保険者が医療機関の窓口等で負担する一部負担金の情報は、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）により、医療機関から審査支払機関（神奈川県国民健康保険団体連合会、以下「国保連」という。）を経由して神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が管理する後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）に取り込まれます。その情報を基に、高額療養費の支給額の算定や医療費通知を作成しています。

この度、特定疾病療養受療証対象者^{*}で新型コロナウイルス感染症のPCR検査等を受検した場合に限り、実際の窓口で支払われた一部負担金額よりも低い金額で標準システムに取り込まれた（令和2年9月取込分から令和3年5月取込分までで計2, 181件）ことにより高額療養費の支給額算定及び医療費通知の記載内容に誤りが生じていることが判明しました。

※ 特定疾病療養受療証対象者とは
厚生労働大臣が定める特定疾病（①人工透析を実施する慢性腎不全、②血友病、③血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症）の方
当該受療証をお持ちの方は、同一月の同一医療機関の自己負担限度額が、外来、入院それぞれ1万円になります。

2 経緯

令和3年2月上旬に県内市町村より国保連宛て本事象について照会があり、国保連にて事象確認を行った上で、令和3年3月2日付、国保連より当広域連合宛て情報提供が入り調査したところ、令和2年9月取込分以降の高額療養費の過少支給及び支給漏れ並びに医療費通知の記載内容に誤りがあることが判明しました。

3 対象人数及び影響額等

(1) 高額療養費を過少に支給していた方は次のとおりです。

96名 総額 138,580円

(2) 新たに高額療養費の支給の対象となられた方は次のとおりです。

13名 総額 14,522円

(3) 医療費通知の記載内容に誤りがあつた方は次のとおりです。

・令和2年1月から11月診療分についての通知 82名

・令和2年12月診療分についての通知 62名

4 原因

本事案は、当広域連合を含む関係機関（①特定疾病に係る高額療養費の診療報酬等請求について取りまとめを行った神奈川県、②審査支払機関兼標準システム運用管理受託者の国保連、③標準システムの開発・運営・管理事業者の公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）の4機関）の情報共有が図られていなかったことにより発生したものです。

- (1) 特定疾病療養受療証対象者で新型コロナウイルス感染症のPCR検査等を受検した場合の自己負担額の計算において、手処理による修正作業が必要であるにもかかわらず、標準システムの開発者である国保中央会は広域連合を含む関係機関に対し、改めてその旨周知していませんでした。
- (2) 特定疾病療養受療証対象者に係る新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査）等の診療報酬請求の取扱いについて、県と国保連との間で行われた確認事項が国保連から当広域連合に対して情報提供がなく、標準システム上の標準仕様とは異なる形式のレセプト情報データが作成されることとなりました。
- (3) 従前とは異なる形式のレセプト情報データが標準システムに連携された結果、誤った情報（データ）が標準システムに取り込まれ、データ修正の必要可否を確認するための「注意リスト等」に出力されていましたが、関係機関の情報共有が図られておらず、当広域連合宛てにデータ修正のためのマニュアルを含めた運用方法に関する説明（情報提供等）が不十分であったことから、本事象判明後の速やかな手処理による修正ができませんでした。

5 今後の対応

過少支給及び未支給となっていた方には、個別にお詫び文をお送りするとともに、速やかに支給手続きを進めてまいります。

なお、令和3年6月取込分以降の高額療養費の支給額算定については、算定前までに手処理による修正を行っているため、これ以上の支給額算定の誤りが発生することはありません。

また、医療費通知の自己負担相当額が誤っていた方は、お詫び文をお送りするとともに正しい医療費通知を発送します。

6 再発防止策

国（厚生労働省）・国保中央会に対し、手処理による修正が不要となるよう、早期にシステム改修を実施することを要望するとともに、国保中央会に対してはシステムの使用方法等に係る積極的な情報提供、また、関係機関には情報共有の徹底を依頼することにより、適切に標準システムを運用してまいります。

問い合わせ先

神奈川県後期高齢者医療広域連合
給付課長 増島 儀行

電話 045(440)6713